

# 令和4年度 第1回 野田市公共下水道運営審議会 次第

日時 令和4年10月14日（金）

午後2時から

場所 野田市役所高層棟8階 大会議室

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 職員紹介
- 5 議長選出
- 6 議 案      (1) 議案第1号 会長の選出について  
                  (2) 議案第2号 副会長の選出について
- 7 諮 問      下水道事業受益者負担金の負担区設定について
- 8 議 事      議事第1号  
                  下水道事業受益者負担金の負担区設定について
- 9 報 告      (1) 報告第1号  
                  野田市公共下水道事業の概要及び整備状況に  
                  ついて  
                  (2) 報告第2号  
                  野田市公共下水道事業財政状況について  
                  (3) 報告第3号  
                  野田市下水道事業経営戦略の事業評価について
- 10 その他
- 11 閉 会

令和4年度  
(第1回)

野田市公共下水道運営審議会

会 議 資 料

## 議案第1号

### 会長の選出について

野田市公共下水道運営審議会条例第4条第2項の規定に基づき、  
会長を互選するものである。

令和4年10月14日提出

野田市長 鈴木 有

## 議案第2号

### 副会長の選出について

野田市公共下水道運営審議会条例第4条第2項の規定に基づき、副会長を互選するものである。

令和4年10月14日提出

野田市公共下水道運営審議会

会長

野土下第481号  
令和4年10月14日

野田市公共下水道運営審議会  
会長 様

野田市長 鈴木 有

下水道事業受益者負担金の負担区設定について（諮問）

公共下水道の整備促進及び健全な財産運営を図るため、下記の事項について  
貴審議会の意見を求めます。

記

下水道事業受益者負担金の負担区設定について

## 下水道事業受益者負担金の負担区設定について

### 1. 江戸川左岸流域下水道事業のあらまし

江戸川は、関宿地点で利根川と分流したのち、いくつかの中小河川の流入を受けつつ、ほぼ南流し東京湾に流入しています。この流域は首都に隣接し、宅地開発により都市化が急激に進み、これに伴い江戸川の水質汚濁が進行し、貴重な水資源が失われようとしていました。

このため、昭和45年9月公害対策基本法に基づく水質環境基準の類型指定がされたので、この流域について「流域別下水道整備総合計画」を作成し、流域内の6市2町にわたる都市からの汚水を広域的に集めて処理したのち、東京湾に放流する江戸川左岸流域下水道計画をたてました。昭和48年3月に都市計画決定並びに事業認可を得て、事業を開始し、その後新たに鎌ヶ谷市が編入され、さらに、野田市と関宿町の合併もあり8市に変更し事業を進めています。昭和56年4月に江戸川第二終末処理場は供用開始し、現在、野田市、流山市、柏市、松戸市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、船橋市の汚水を受け入れています。また、江戸川第一終末処理場については、平成18年3月に都市計画法事業変更認可及び下水道法事業変更認可を得て、平成18年度から整備に着手しています。

なお、現在、江戸川第二終末処理場においては、高度処理対応の供用を開始しています。また、新たに建設した江戸川第一終末処理場（令和3年3月1日供用開始）は、当初から高度処理対応で整備しております。これにより、東京湾のさらなる水質保全に寄与します。

【千葉県ホームページ参照】

### 2. 公共下水道事業の整備費について

市内の公共下水道事業の整備には、多額の費用が必要となります。その整備財源として、国の補助金、企業債及び下水道使用料とともに、整備した区域の方々をお願いしているのが、受益者負担金になります。

下水道の本管が布設された沿線の土地については、下水道が未整備の区域と比べて、利便性や快適性が向上するなどの利益が生じますが、これらの利益は税金等で整備した道路や公園などのように、誰もが利用できる公共施設と異なり、下水道施設が整備された区域の方に限定されるため、直接利益を受ける方に整備費の一部をご負担していただくことで、未整備地区との公平を図り、下水道の整備を進める財源とするものです。

### 3. 江戸川左岸流域下水道事業の構成市の受益者負担金について

(野田市、流山市、柏市、松戸市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、船橋市)

#### 野田市

野田第1負担区	<u>600円</u>	関宿第1負担区	<u>650円</u>
野田第2負担区	<u>650円</u>	関宿第2負担区	<u>950円</u>
野田第3負担区	<u>700円</u>		

#### 流山市

流山第1負担区	<u>620円</u>	(江戸川排水)
流山第2負担区	<u>650円</u>	(手賀沼排水)
流山第3負担区	<u>1,000円</u>	(市街化調整区域)

#### 柏市

柏第二負担区	<u>464円</u>	沼南第一負担区	<u>364円</u>
柏第三負担区	<u>479円</u>	沼南第二負担区	<u>484円</u>
柏第四負担区	<u>530円</u>	沼南第三負担区	<u>615円</u>
柏第五負担区	<u>1,050円</u>	沼南第四負担区	<u>700円</u>
柏第一分担区	<u>1,050円</u>	沼南第五負担区	<u>700円</u>
		沼南第六負担区	<u>700円</u>
		沼南第七負担区	<u>700円</u>
		沼南第八負担区	<u>530円</u>

#### 松戸市

市街化区域内は1平方メートルあたり 700円です。

市街化調整区域内は1平方メートルあたり、1,000円です。

#### 鎌ヶ谷市

印旛	<u>480円</u>	手賀2-2(くぬぎ山)住居	<u>350円</u>
手賀1(中沢)	<u>680円</u>	手賀2-2(くぬぎ山)準工	<u>350円</u>
手賀1(富岡)	<u>700円</u>	手賀3(南初富)	<u>530円</u>
手賀1(道野辺中央)	<u>450円</u>	手賀4(佐津間)	<u>660円</u>
手賀1(北初富)	<u>350円</u>		

#### 市川市

受益者負担金＝土地面積×単位負担金額 250円

単位負担金額は、市川市では現在全地区一律です。

## 浦安市

負担金の額は、条例で、第1・2・3負担区ともに、1平方メートルあたり300円と定めています。

## 船橋市

市街化区域 300円 × 土地の面積 = 受益者負担金

市街化調整区域 380円 × 土地の面積 = 受益者負担金

### 《8市の状況について》

江戸川左岸流域の北部（野田市・松戸市・柏市・流山市・鎌ヶ谷市）の、野田市や流山市、鎌ヶ谷市は下水道の供用開始が昭和60年頃からと遅く、また松戸市等は昭和35年頃から供用開始をしていますが昭和60年頃に負担金の改正をおこなったことから700円程の受益者負担金になっています。

次に江戸川左岸流域の南部（市川市・浦安市・船橋市）は、昭和40年頃から下水道整備を行い、現在は概ね整備が完了していることから受益者負担金は改正しないで、当初設定した300円程になっていると考えられます。

なお、市街化調整区域など特別な要因がある場合は、上乘せ分がありません。

#### 4. 野田市の受益者負担金の推移

##### 単位負担区の単位負担金額

旧野田地域	単位負担金額	改定年月
野田第1負担区	600円/㎡	S61.12 制定
(拡大)	600円/㎡	S63.4 改定
野田第2負担区	650円/㎡	H3.1 改定
(拡大)	650円/㎡	H5.6 改定
野田第3負担区	700円/㎡	H11.4 改定
(拡大)	700円/㎡	H16.4 改定
(拡大)	700円/㎡	H19.4 改定
(拡大)	700円/㎡	H24.4 改定
今回	円/㎡	R5.4 改定予定

  

旧関宿地域	単位負担金額	改定年月
関宿第1負担区	650円/㎡	H元.3 制定
関宿第2負担区	950円/㎡	H19.4 改定
(拡大)	950円/㎡	H24.4 改定



## 【 方針(案) 】

野田市では、受益者負担金（単位負担金）は、最低で600円、最高で950円になります。ただし、950円は旧関宿地域で市街化調整区域の住宅密集地区の負担区であり、都市計画税を考慮して決定された金額のため、市街化区域の負担区では最高は700円であり、平成16年度以降は、野田第3負担区の拡大で700円を維持して対応してまいりました

他市の状況では、鎌ヶ谷市及び柏市が同じく最高が700円になります（柏市の1,050円は市街化調整区域になります）。流山市は650円です（同じく1,000円は市街化調整区域になります）。松戸市は、市街化区域は700円（市街化調整区域は1,000円）になります。

今回、諮問をさせていただく内容は、新たに認可を受けた区域の単位負担金額の決定になります。

令和4年度に認可を受けた区域【資料8ページ】は、既存区域の拡張で市街化区域になります。また、隣接する区域の受益者負担金は全て700円になります。なお、野田市に隣接する流山市西深井地先の受益者負担金は620円になります。

このことから、新たに認可を受けた区域の受益者負担金は、既存区域の拡張であり近隣市の負担金等を勘案しまして、野田第3負担区の拡大として、受益者負担金を700円としたいと考えております。

野田市流域関連公共下水道（江戸川左岸処理区）事業計画変更（污水） 位置図（野田地区）

